

## 手当相当額改正前後表

改正前		改正後	
職務等級	手当相当額	職務等級	手当相当額
一般管理職Ⅱ	1,207,560	一般管理職Ⅱ	改正なし
医療管理職Ⅱ		医療管理職Ⅱ	
看護管理職Ⅱ		看護管理職Ⅱ	
課長代理級（一般）	184,440	課長代理級（一般）	改正なし
課長代理級（医療）		課長代理級（医療）	
課長代理級（看護）		課長代理級（看護）	

※「手当相当額」について

月給制である係長級以下の職員については、退職手当は「給料表の月額」を基礎として算定することとなっています。

一方、年俸制の場合には、給料表がないことから、基本年俸から「給料表の月額」に相当する「退職手当基礎額」を算出する必要があります。

基本年俸には、月給制における扶養手当、管理職手当等に相当する金額が含まれているため、「退職手当基礎額」を算定する際には、基本年俸に含まれる諸手当相当分の金額を控除する必要があり、この諸手当相当分の金額を「手当相当額」といいます。